

# 相談センターニュース

## こんなとき、 ご相談ください

貸家を無断で転貸された  
滞納家賃を支払ってほしい  
敷金を返してくれない  
大家が賃料を受取ってくれない  
裁判所から訴状が届いた  
借金の保証人を頼まれた  
英会話学校との契約を止めたい  
高額なサイト利用料を請求されている  
未公開株を買わされた  
購入した車が事故車だった  
車の修理代を請求したい  
お金を確実に返してもらえ  
るか心配だ  
マンション管理費を支払って  
もらえない  
隣の地主と境界について争  
いがある  
隣の犬に噛まれた  
相続人のひとりが行方不明  
である  
遺言を書きたい  
遺留分請求とはどういう請  
求？  
畑の名義がひいお爺さんの  
ままだ  
離婚した夫の厚生年金を半  
分もらえると聞いたことが  
あるが  
元夫に財産分与の請求をし  
たい  
会社をつくりたい  
会社の役員を変更したい  
売掛金を回収したい  
子供に会社の事業を譲りたい

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください！  
司法書士を紹介しています

**Q** 父の相続に関し、弟から「自分は何もいらぬからお任せする」と言われました。他の兄弟との協議はまだなのですが・・・

遺産分割協議は相続権のある方が全員で合意しないと成立しませんが、ご質問のように「自分は何もいらぬ」というケースや、「現金で〇万円もらえればそれ以上はいらぬ」となどのケースのように、一部の相続人との間では話し合いが済むことはよくあります。

このような場合に他の相続人との遺産分割協議が調うまで何の手続きも進められないとすると、せっかく申し出をいただいた方が協議の成立までに死亡したり、認知症を患ったりすることで遺産分割協議の成立そのもの

に支障が生じることも考えられますし、気持ちの変化が生ずることも想定できます。

そこでこのような場合には、「相続分譲渡」という方法をおすすめします。相続分譲渡とは、自分の相続分を包括的に他人に譲渡する方法のことで、譲り受けた方は譲り渡した方の相続分を主張して、遺産分割協議に加わることができます。

ご質問のように相続人の一人が譲受人となる場合、譲受人は自身の相続分と譲渡人の相続分の双方を主張できるのです。

もちろん、相続人以外

の第三者にも相続分を譲渡することは可能ですので、この場合、相続人ではない方が遺産分割協議に加わることになるのです。

ご質問のケースでも、弟さんから「相続分譲渡証書」に署名と実印の押印をしてもらい、印鑑証明書を受領しておけば、弟さんとの関係では相続手続きが完了します。

弟さんの場合は無償譲渡となりますが、有償での譲渡を希望される方には、署名押印、印鑑証明書の受領と引き換えに譲渡代金をお支払いになればよいでしょう。

**Q** 私たち夫婦には子どもがいません。夫が亡くなったら全部私が相続できるのでしょうか？

お子さんがいらっしゃらないご夫婦の場合、当然に配偶者が全部相続できるわけではありませんので、お互いに遺言を書いておくことをおすすめします。

夫が亡くなった場合を例に検討してみます。

遺産、つまり夫の死亡時の財産（土地建物、預金、自動車など）は、夫婦の共同生活を支えてきたものであり、夫の死亡後は妻自身の生活を支えていく大事なものです。

一方、妻以外の相続人は次のとおりです。

① 夫の直系尊属（父母、祖父母など）

② 夫の直系尊属全員が夫より先に死亡している場合は、夫の兄弟姉妹（夫の兄弟姉妹が夫より先に死亡している場合は、その子）

つまり、妻は自分と血のつながりがなく、また今まで生活を共にすることが少なかった、あるいはなかった親族と、夫の遺産の分け方について話し合いをすることになるのです。このような状況に陥った妻が途方に迷うことは、容易に想像できるでしょう。

この時、夫が「私の財産はすべて妻に相続させる」という遺言を遺して

くれていれば、妻は他の相続人の協力を得る必要もなく、遺産のすべてをご自身名義に変更することができるのです。

なお、兄弟姉妹に遺留分（遺言があっても、相続人が一定の遺産の返還を求めることができる権利）はないので、他の相続人が夫の兄弟姉妹である場合、遺言を遺す必要性は一層高まります。

お子さんがいないご夫婦の場合、お互いに、自分が死亡したら自分の財産をすべて配偶者に相続させる内容の遺言書を作成しておくことをおすすめいたします。

## 相談センターからのお知らせ！！

### ★ 任意後見 セミナー & 相談会

- 10月1日(水)  
13時30分～16時00分
- 【浜松会場】  
アクトシティ浜松研修交流センター/52 研修交流室
- 【静岡会場】  
静岡県司法書士会/会館
- 任意後見制度の活用に関するセミナーと、司法書士による個別の相談会。将来の財産管理に不安をお持ちの方、ぜひご参加を！

※ 無料/予約不要

### ★ 税理士会と合同の 相続・何でも相談会

- 10月11日(土)  
13時00分～17時00分
- 【浜松会場】  
浜松労政会館
- 【静岡会場】  
静岡県司法書士会/会館
- 【沼津会場】  
プラザヴェルデ
- 登記・調停・遺言・税務…  
相続のことなら何でもご相談ください。税理士と司法書士がペアで答えます！

※ 無料/予約不要

### ★ 女性のための 女性司法書士による 暴行・DV相談会

- 【電話相談】  
11月25日(火)～27日(木)  
10時00分～14時00分  
☎ 054-289-3704
- 【面談相談】  
11月28日(金)  
10時00分～16時00分  
女性会館あざれあ(静岡)
- いずれも、女性司法書士が対応する女性のための犯罪被害者相談会です！

※ 無料/面談のみ要予約  
ご予約は、県司法書士会まで  
☎ 054-289-3700

## Q 成年後見制度とは、どんな制度なのですか？

成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害などが原因で十分な判断能力をお持ちでない方を、法的に支援する制度のことです。

判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの重要な財産を管理したり、介護などの福祉サービスに関する手続きをしたり、老人ホームなどの施設入所に関する契約を締結したりすることが困難です。また、訪問販売をはじめとする悪質商法の被害を受けるおそれも高まります。

ご本人の事情や利益を最大限考慮しながら、ご

本人のために法律行為の代理や同意をしたり、ご本人がした法律行為を取り消したりすることによって、ご本人の財産管理や身上看護を支援することが、成年後見制度の目的なのです。

成年後見制度は、法定後見と任意後見のふたつに大きく分かれます。

法定後見は、すでに判断能力が減退した方のために家庭裁判所が成年後見人、保佐人、補助人を選任する制度です。

成年後見・保佐・補助の3類型に分かれているのは、ご本人の判断能力の程度により利用できる

制度が異なるからです。判断能力の減退が比較的軽い方は補助、減退の著しい方は成年後見の対象となり、医師の診断等を参考に家庭裁判所が決定します。

一方、任意後見は、ご本人の判断能力が減退していないうちに、将来の判断能力の減退に備え、あらかじめ信頼できる身内や専門家との間で「任意後見契約」を締結しておく制度です。任意後見契約を締結したご本人の判断能力が減退した場合、任意後見人が契約に基づいてご本人の日常生活を支援するものです。

今月号から、相談センターニュースはマイナーチェンジしました。

左欄には今年度予定している相談会情報、下欄には常設相談のご案内をまとめてありますので、関係機関の皆さまにおかれましては、県民の皆さんへのご案内をお願いいたします。

今後とも、**司法書士総合相談センターしずおか**をご活用ください！！

### 司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

【電話相談】 月曜日～金曜日 14時～17時  
☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は**成年後見制度に関する専門の相談員**を配備しておりますので、ご活用ください！

【面談相談】

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館	月曜日～金曜日	14時～17時
〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター	毎週木曜日	14時～17時
〈三島会場〉三島商工会議所	毎週火曜日	14時～17時
〈下田会場〉下田商工会議所	毎月第3金曜日	13時～16時
〈細江会場〉浜松市北区役所	毎月第1水曜日	13時～16時
〈天竜会場〉浜松市天竜区役所	毎月第1水曜日	13時～16時

※ 各会場とも**予約制**となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更 / 会社の登記手続きや株式の管理 / 成年後見の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 などに対応いたします！

ご相談は無料です！